

## ○十和田市情報公開・個人情報保護審査会条例

平成17年1月1日

条例第13号

### (趣旨)

第1条 この条例は、十和田市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

### (設置)

第2条 十和田市情報公開条例(平成17年十和田市条例第11号。以下「情報公開条例」という。)第20条及び十和田市個人情報保護条例(平成17年十和田市条例第12号。以下「個人情報保護条例」という。)第41条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、十和田市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

### (組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 審査会の委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。
- 3 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関(情報公開条例第20条又は個人情報

報保護条例第41条の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下同じ。)に対し、不服申立てに係る公文書等(情報公開条例第12条各項の決定に係る公文書又は個人情報保護条例第18条各項の決定に係る保有個人情報をいう。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書等の開示を求めることができない。

- 2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公文書等に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

#### (意見の陳述)

第7条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

#### (意見書等の提出)

第8条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

#### (提出資料の閲覧)

第9条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

#### (調査審議手続の非公開)

第10条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第11条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(審査会の委員の任期の特例)

2 この条例に基づいて最初に委嘱された審査会の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の十和田市公文書開示条例(平成9年十和田市条例第38号)、十和田湖町情報公開条例(平成13年十和田湖町条例第33号)又は十和田湖町個人情報保護条例(平成16年十和田湖町条例第2号)の規定によりなされた不服申立てに係る手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。